

<令和3年度「障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業」の概要> ※追加募集分

1 事業の目的及び事業内容

「障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業(令和2年度第三次補正予算分)の実施について」(令和3年1月29日障発0129第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の別紙に規定する「障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業実施要綱(令和2年度第三次補正予算分)」(以下「実施要綱」という。)に記載のとおり。

2 本事業の実施主体

- (1) 障害者支援施設等を運営する都道府県、指定都市及び中核市
- (2) 都道府県知事、指定都市の長及び中核市の長が適当と認めた社会福祉法人、特定非営利活動法人等が運営する障害者支援施設、グループホーム、居宅介護、重度訪問介護、短期入所、重度障害者等包括支援又は障害児入所施設

3 対象経費、補助率等

- (1) 対象経費：障害福祉分野のロボット等導入支援事業の実施に必要な備品購入費(ロボット等の購入費用に限る。)、使用料及び賃借料(ロボット等の購入費用に限り、当該年度末までの費用を限度額とする。)、役務費(ロボット等の初期設定に要する費用に限る。)、補助金
- (2) 補助率：10/10
- (3) 1台当たりの導入経費の補助対象額(初期設定に要する費用を含む。)は、以下のとおりとする。
 - ① 移乗介護、入浴支援：10万円以上100万円以下
 - ② 移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション支援：10万円以上30万円以下
- (4) 1つの施設・事業所に対する補助上限額は以下のとおりとする。
 - ① 障害者支援施設：全ての機器の合計額210万円を限度とする。
 - ② グループホーム：全ての機器の合計額150万円を限度とする。
 - ③ その他事業所：全ての機器の合計額120万円を限度とする。
- (5) 今年度既に本事業が採択された事業所についても、再度提出が可能。
- (6) 機器の導入経費(購入費用及び初期設定費用)と認められない経費は対象外とする。
対象外となる経費の例は、以下のとおり。
 - ・Wi-Fi工事等通信環境整備に要する経費
 - ・機器の配送料
 - ・PC、タブレット及びその付属品
 - ・工事費(設置費は可能)
- (7) リース料等、期間に定めのあるものについては、当該年度内に要する経費のみを補助対象とする。
- (8) 導入する機器を当該施設・事業所以外で使用することは、目的外使用となるため認められない。

4 補助対象とする機器

実施要綱に記載のとおり。想定される機器の例は、以下のとおり。

- (1) 移乗介護：ロボット技術を用いて介助者のパワーアシストを行う装着型又は非装着型の機器

- (2) 移動支援：障害者の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器
- (3) 排泄支援：排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置の調整可能なトイレや排泄のタイミングを予測する装着型のデバイスを活用した排泄誘導機器
- (4) 見守り・コミュニケーション支援：センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム
- (5) 入浴支援：ロボット技術を用いて浴槽に出入りする際の一連の動作を支援する機器

5 採択方針

本事業は、障害福祉の現場においてロボット技術を導入することにより、どの程度介護業務の負担軽減に資するかについての効果を把握するためのものであり、導入機器のニーズや期待される効果を考慮し、予算の範囲内で採択の可否を検討します。

提出先：京都府健康福祉部 障害者支援課 福祉サービス・障害児支援係

shogaishien@pref.kyoto.lg.jp

(提出の際には、障害者支援課 福祉サービス・障害児支援係 075-414-4671 までその旨一報願います。)